

第5 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い、規則第1条の3に定める算定方法とする。
- (2) 法第8条の適用については、棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）で算定する。ただし、一の棟の従業員のみが移動して他の棟を使用する場合は、当該他の棟の収容人員は参入しないこと。
なお、同一棟内で、同一の者が階を移動して使用する場合は、重複して算定しないこと。
- (3) 令第24条の適用については、棟単位で各階（地階及び無窓階の収容人員を算定する場合は当該階）の収容人員を合算した数、令第25条及び条例第34条の10の適用については、階単位の収容人員とすること。
- (4) 防火対象物の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分については、防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3に定める算定方法とする。
- (5) 2以上の用途の存する防火対象物で、主用途の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300m²未満であることにより（第2章第1節第3.1.(2).②参照）、主たる用途として取り扱われている防火対象物（みなしつ従属の防火対象物）についても、当該防火対象物の用途判定に従い規則第1条の3に定める算定方法とする。

2 収容人員算定上の留意事項

- (1) 従業者の取扱いは、次によること。
 - ① 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあっては、従業者として扱わないこと。
 - ② 交替制の勤務体制をとっている場合は、1日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とする。したがって、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数とはしない。
 - ③ 令第24条、令第25条及び条例第34条の10の適用にあたっては、次のとおりとする。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
 - イ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂及び会議室等は、当該部分を3m²で除して得た数の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とする。

ウ 令第24条の適用にあたり、棟単位で階の収容人員を合算する場合、階を移動する従業員の数について重複して算定しないこと。

(2) 床面積による収容人員の算定の取扱いは、次によること。

① 単位面積当たりで除した際の1未満の端数は原則として切り捨てるものであること。ただし、令別表第1(5)項イの和式の宿泊室等における算定の際に生じた端数については、切り上げること。

② 廊下(待合所にしている部分を除く。)、階段、便所等は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に含めないものであること。

(3) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。

① いす席相互を連結したいす席

② 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動することができないいす席(ソファーア等)

(4) 令別表用途(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物で、同表(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)の中に存する専用住宅の居住者は、収容人員の算定に含めないものとする。

(5) 建築時における令別表第1(5)項口の共同住宅で、令第24条、令第25条及び条例第34条の10の適用にあたっては次により算定すること。

① 3K(DK、LDKを含む。)以上の1戸の居住者 4人

② 2K(DK、LK、LDKを含む。)の1戸の居住者 3人

③ 1K(DK、LDKを含む。)の1戸の居住者 1.5人

※ 端数が生じた場合は、階単位で切り上げるものとする。

(6) 規則第1条の3に規定する「他の部分」、「飲食又は休憩の用に供する部分」等の床面積により算定する場合は、原則として当該床面積により算定する部分を合計することなく、当該部分ごとに算定すること。ただし、令別表第1(8)項、(9)項及び(11)項にあっては、それぞれの部分を合計し、除して算定すること。

(7) 長いす式のいす席(以下「長いす席」という。)の正面幅により収容人員を算定する場合についても、長いす席の正面幅を合計することなく、当該部分ごとに算定すること。

(8) 令別表第1(6)項ハ(3)の保育所等、(6)項ニ及び(7)項で講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室、遊技教室及びこれらに類する用に供する部分において、令第24条及び令第25条の階単位で収容人員を算定する場合は、当該部分を一時に使用する最大数により算定すること。

第5-1表

区分		収容人員の算定方法
1項	イロ	<p>従業者の数+客席部分の人数等</p> <p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅0.4mで1人）</p> <p>2 立ち見席は、当該床面積0.2m²で1人（いす席の通路は含まない。）</p> <p>3 その他の客席部分は、当該床面積0.5m²で1人</p> <p>※ 小体育館、サークル活動室等で客席を設けることがある場合は、その他の客席部分とみなす。</p>
	イ	<p>従業者の数+客席部分の人数等</p> <p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅0.5mで1人）</p> <p>2 客が利用するステージ及びその他の客席部分は、当該床面積3m²で1人</p>
2項	ロ（遊技場）	<p>1 遊技機械器具を使用して遊技することができる者の数 なお、遊技人員が明確に限定できないものにあっては、次によること。</p> <p>(1) ボーリングは、レーンに付属する固定式のいす席の数 なお、場内にゲームコーナーがある場合は、当該コーナーの機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数を合算して収容人員を算定すること。</p> <p>(2) ビリヤードは、1台で2人</p> <p>(3) 麻雀は、1台で4人</p> <p>(4) ルーレット等遊技人員の制限のないものについては、台等の寄りつき部分0.5mで1人</p> <p>2 観覧、飲食又は休憩用の固定式のいす席の数（長いす席は正面幅0.5mで1人）</p>
	ロ（その他）	<p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅0.5mで1人）</p> <p>2 和式、立見席は、床面積3m²で1人</p> <p>3 ディスコ、ダンスホールの踊りに供する部分は、その他の部分として当該床面積3m²で1人</p>
	ハニ	<p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅0.5mで1人）</p> <p>2 待合室、その他の客席部分は、当該床面積3m²で1人</p> <p>※ インターネットカフェ、個室ビデオ等の個室部分で、常時同一場所において使用し、かつ、容易に移動することができないソファーや、リクライニングチェア等は固定式とみなす。</p>
3項	イロ	<p>従業者の数+客席部分の人数等=収容人員</p> <p>1 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅0.5mで1人）</p> <p>2 その他の客席部分は、当該床面積3m²で1人</p>

第5 収容人員の算定

区分	収容人員の算定方法
4項	<p>従業者の数+従業者以外の者が利用する部分の人数等</p> <p>1 飲食又は休憩の用に供する部分（喫煙場所を含む。）は、当該床面積3m²で1人（固定式のいす席等がある場合でも床面積3m²で1人）</p> <p>2 その他の部分（売場にあっては陳列棚、ショーケース部分を含む。）は、当該床面積4m²で1人</p> <p>※ 大規模物販店内の機能従属として取り扱われている遊技場については、その他の部分として当該床面積4m²で1人</p>
5項	<p>従業者の数 + {</p> <p>宿泊室 { 洋式 { シングルベッドで1人 ダブル又はセミダブルベッドで2人 } 和式 { 床面積6m²で1人 簡易宿所及び主として団体客を宿泊させる部分は当該床面積3m²で1人 } }</p> <p>集会・宴会・休憩の用に供する部分 { 固定式のいす席の数（長いす席は正面幅0.5mで1人） } 当該床面積3m²で1人 }</p> <p>1 簡易宿所の階層式寝台は上下別に当該寝台の面積3m²で1人、ベッド式はベッドの数で算定する。</p> <p>2 一の宿泊室に和式部分と洋式部分が併存するものは、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないものは明らかなものはこの限りではない。</p> <p>3 宿泊室にセミダブル又はダブルベッドが設置されているが、実態として当該ベッドに1人のみの使用が確認できる場合（旅館業営業許可申請書等の収容定員により確認できる場合）は、当該ベッドにつき1人として算定することができる。</p>
口	<p>居住者の数により算定する。</p> <p>※ メゾネットタイプの場合は、原則として、共用廊下等に面する主たる出入口の存する階（以下「主たる階」という。）に全居住者数を算入すること。</p> <p>※ 下宿、寄宿舎の場合は、寮管理規程及び契約書等により実態を把握する。一般的に6畳（和室、洋室）以下は1室1人とする。</p>

区分		収容人員の算定方法
6項	イ	<p>医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 + $\left\{ \begin{array}{l} \text{病室内にある病床の数} \\ \text{待合室は床面積の合計を } 3 \text{ m}^2 \text{ で除して得た数} \end{array} \right\}$</p> <p>1 廊下を待合所にしている場合は、建基令第119条に規定する廊下幅員以外の部分を当該床面積 3 m^2 で1人 2 病院等保育器及び乳幼児ベッドは、病床として取り扱う。 3 予防診療等を実施している診療所等についても規則第1条の3によつて算定する。</p>
	ロ ハ	従業者の数+老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数
	二	教職員の数+児童、児童又は生徒の数
7項		教職員の数+児童、生徒又は学生の数
8項		<p>従業者の数+閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数</p> <p>※ 書架、陳列ケース等を置いている部分も床面積に含める。</p>
9項	イ ロ	<p>従業者の数+浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数</p> <p>※ 休憩の用に供する部分には、トレーニング室、待合室、娯楽室等を含む。</p>
10項		従業者の数
11項		<p>神職、僧侶、牧師、その他の従業者の数+礼拝（祭壇部分を除く。）、集会、休憩の用に供する部分の床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数</p> <p>※ 固定式のいす席の礼拝堂等であっても 3 m^2 で除すること。</p> <p>※ 納骨堂の従業者以外の者が出入りする部分の床面積については、納骨その他の施設部分を除くものとする。</p>
12項	イ ロ	従業者の数
13項	イ ロ	従業者の数

第5 収容人員の算定

区分	収容人員の算定方法
14項	従業者の数
15項	<p>従業者の数+従業者以外の者が使用する部分の床面積3m²で1人</p> <p>※ 以下に掲げる用途の場合の「従業者以外の者が使用する部分」については、次によること。</p> <p>なお、5～8の休憩又は待合部分は、当該部分として取り扱う。また、ロビー、更衣室、シャワー室等で、休憩、飲食等の部分がなく、かつ、人の滞留が一時的なものについては算定しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 理髪店、美容室、整骨院、エステサロン、マッサージ店等：待合部分 駐輪場：なし モデルルーム及び新車展示場：商談スペース、キッズスペース等 留守家庭子ども会（学童保育）：保育スペース 学習塾：教室（学習室） ゴルフ練習場及びバッティングセンター：打席部分 <p>※ 打席部分の床面積には、機器等の部分を含めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> スイミングクラブ：プール及びプールサイド 体育館、スポーツクラブ、テニスクラブ、ダンス教室等：運動する部分
16項、 16の2項及び 16の3項	各用途の部分ごとに算定した数を合算
17項	<p>床面積を5m²で1人</p> <p>※ 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される防火対象物又はその一部が(17)項に該当する場合は、(17)項として収容人員を算定するほか、それぞれの用途に応じて、収容人員の算定をすること。</p> <p>なお、法第8条及び法第17条の規定の適用については、それぞれ算定した収容人員で判断すること。</p>
新築工事中の建築物及び建造中の旅客船	従業者の数+新築工事中の建築物で仮使用承認を受けた部分がある場合は、その部分の用途ごとの算定方法により算定した数